

5. 介護保険サービスを利用するには

介護保険サービスの利用を希望する人は、介護（予防）サービスが必要な状態にあるかの認定「要介護認定」を受ける必要があります。

1 要介護認定申請

市の窓口で、本人または家族(親族)による申請ができます。また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等に依頼して、申請の代行もできます。

▼申請窓口

- ・本庁高齢者支援課介護保険係
- ・牛深支所市民生活課
- ・その他支所まちづくり推進課

▼申請に必要なもの

- ・要介護等認定申請書
- ・認定申請アンケート調査票
- ・介護保険被保険者証
- ・医療保険被保険者証
- ・マイナンバーカード等個人番号が確認できる書類

※40～64歳の方は「特定の疾患(16種類)」が原因の場合に認定を受けることができます。

4 認定結果

市から、認定結果が届きます。認定結果は、原則として申請から30日以内に通知されます。

- ①認定結果通知書、 ②要介護度が記載された介護保険被保険者証
③1割、2割または3割負担が記載された負担割合証が届きます。

要介護・要支援状態のめやす	
要支援1	歩行等の日常生活動作は自立している。調理等の手段的日常生活動作について何らかの支援が必要。
要支援2	要支援1の状態から手段的生活動作がさらに低下し、何らかの支援または部分的な介護が必要。
要介護1	立ち上がりや歩行が不安定。排泄、入浴などに一部介助が必要。
要介護2	立ち上がりや歩行などが自力では困難。排泄、入浴などで一部介助または全体の介助が必要。
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排泄、入浴、衣服の着脱などで全体の介助が必要。
要介護4	排泄、入浴、衣服の着脱など日常生活に全面的に介助が必要。
要介護5	意思の伝達が困難。 生活全般について全面的な介助が必要。
非該当	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としていない。

※認定結果に納得できないときは…

結果に不服や疑問があるときには、まず市役所高齢者支援課までご相談ください。

2 認定調査

▼訪問調査

市の調査員が家庭等を訪問し、心身の状態や医療に関する項目について本人と家族へ聞き取り調査を行います。公平な判定を行うため調査内容は全国一律です。

▼主治医意見書

かかりつけ主治医から心身状態についての意見書を作成してもらいます。

※主治医意見書作成費用など調査にかかる費用は市が負担します。

3 審査・判定

▼一次判定

「認定調査（74項目）」と「主治医意見書」をもとにコンピュータによる要介護度判定をします。

▼二次判定

保健・医療・福祉の専門家4人で構成される「介護認定審査会」で、

①一次判定 ②認定調査の特記事項
③主治医意見書の内容
をもとに、介護の必要性や程度(要介護度)について審査を行います。

5 サービス利用

在宅サービスを利用

①ケアプランを作成してもらいます。

介護の知識を幅広くもった専門家である『ケアマネジャー（介護支援専門員）』に、どのようなサービスをいつ、どのくらい利用するか計画『ケアプラン』を作成してもらうように依頼します。

（依頼先）

▼要支援1・2の人…地域包括支援センター ⇒ 一覧は 2ページへ

▼要介護1～5の人…居宅介護支援事業所 ⇒ 一覧は 23ページへ

➡ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所では、利用者や家族の希望、および利用者の心身・家庭状況に応じたサービス利用計画を作成します。作成にあたっては、関係者が集まって話し合いをして決定します。

②在宅サービスの利用開始。

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所で作成したケアプランに基づいて実際に在宅での介護サービスを利用します。

➡ 在宅サービスを利用したとき、サービス費用の1割（所得により2割、3割）をサービス事業所に支払うことになります。 ⇒ 費用負担は、18ページへ

在宅サービスの種類や一覧
⇒
20ページへ

家族介護の支援
⇒
35ページへ

施設入所や入居を利用

介護保険施設への入所、グループホームへ入居する場合は、直接施設に入所・入居の相談を行ってください。

➡ 介護保険の施設サービスを利用したときは、サービス費用の1割（所得により2割、3割）を施設へ支払うことになります。また、サービス費とは別に、食費や居住費などの利用者負担もあります。 ⇒ 費用負担は、18ページへ

施設の種類の種類や一覧
⇒
36ページへ

介護予防に取り組む・高齢者福祉サービスを利用

できるかぎり介護が必要にならないよう、心身の状態を向上させる、または悪化させない目的で、介護予防に取り組む集まり・体操教室・社会参加活動・ボランティア活動等があります。

➡ 市が行う事業で、介護保険のサービスではありません。

介護予防の取り組み⇒
4ページへ
高齢者福祉サービス⇒
33ページへ